

第 59 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議議事概要

開 催 日	令和 5 年 3 月 10 日（金）	
場 所	独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室	
委 員 氏 名	委員長 西 貴久雄（独立行政法人国民生活センター監事） 委 員 有川 博（日本大学総合科学研究所教授） 委 員 山内 容（弁護士） 委 員 竹内 啓博（公認会計士・税理士） 委 員 柏尾 哲哉（独立行政法人国民生活センター監事）	
抽 出 案 件	6 件	（備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について、報告した。 ・概要として、第 3 四半期の契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募かつ落札率 90%超の契約（事案 1）、一者応札・一者応募の契約（事案 2）、落札率 90%超の契約（事案 3）、競争性のない随意契約（事案 4、5）、不落による随意契約（事案 6）について審議対象とした旨報告した。
（内訳）		
一般競争入札	3 件	
公募	0 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	令和 4 年度第 3 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】 東京事務所および相模原事務所で使用するガスの供給（会計課）</p> <ul style="list-style-type: none">・昨今、ガスの調達、価格競争よりも調達そのものの可否に考え方の焦点が移ってきている。今後も継続的にガスを契約するためには、どうすべきだと考えているか。・最終保障供給契約があれば、供給は確保できると考えてよいか。どこの事業者もガスや電気等の調達には頭を抱えている。	<ul style="list-style-type: none">・供給原価の増加により固定単価での契約では赤字になる場合が想定されるため、事業者が応札を辞退することも考えられる。その際には最終保障供給契約という形で東京ガスネットワークと契約することもやむを得ないと考える。・その理解である。しかし、料金は固定価格ではなく変動制のため、使った分に応じて通常より割高な料金を考慮しなければならない。
<p>【事案2】 WSUS 及び IT 資産管理システムの構築及び保守業務（情報管理部）</p> <ul style="list-style-type: none">・応札の辞退理由として、いくつかの事業者が「機器の調達が困難になった」と言っているが、これはどういう意味か。・保守の30カ月の根拠は何か。	<ul style="list-style-type: none">・機器の個数自体は決して多くないが、昨今の半導体原材料不足等により機器自体が用意できなかったためである。・センター全体のLAN関係の更新調達を今後まとめて行う予定としており、その調達期間までに契約を揃える関係上、30カ月としている。
<p>【事案3】 こどもダミー人形の購入一式（商品テスト部）</p> <ul style="list-style-type: none">・既製品の物品購入なのに、契約期間が長いのはなぜか。・ダミー人形を作っている会社が少ないのか。	<ul style="list-style-type: none">・既製品ではあるが、オーダーメイドであるため、その期間を確保するためである。・少ない。オーダーでない出来合いの交通事故のテストに使用するダミー人形は、アメリカ人の体形のものも多く、関節が動かないなど、商品

意見・質問	回 答
	テストでは使いにくい。
<p>【事案4】 東京事務所 電話線増設・配線変更に係る工事 (会計課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額が記載された見積書をもらうだけでなく、内訳として作業比重の多い項目が分かるようにするなど、見積書の項目も工夫した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。ご指摘を踏まえて、対応していく。
<p>【事案5】 訪日観光客消費者ホットライン周知のための 成田空港におけるデジタルサイネージ広告業 務(相談情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続的に広告を行う予定なのか。 ・広告以外に行っている取り組みはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の効果を検討し、今後も継続していくか検討していく。 ・外国人旅行者が携帯しやすいサイズのカードを作成し、旅行会社経由で旅行者に配布したり、外国人が宿泊するホテルに置いたりしている。その他、外国人が多く閲覧するインターネットサイトに、広告を出している。
<p>【事案6】 「2023～2024 年度消費生活相談員資格試験」 試験運営、受験申込受付等業務一(資格制度 課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の場合に不落随契となるケースは事例がほとんどないことから、複数者への見積依頼を行ったうえで、なお総合評価における価格点を勘案するというのであれば、内部整理をきちんとしておいた方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。